

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、合資会社美工舎田辺塗装店（所在地 新潟県上越市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和4年3月18日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 池田 潤
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 深澤 順麿
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
合資会社美工舎田辺塗装店	新潟県上越市上源入 391

2. 指名停止措置期間： 令和4年3月18日～令和4年4月17日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者が請け負った民間発注の車庫塗装現場において、平成31年2月7日、同社の労働者が塗装作業中に脚立から降りた際に骨折し、4日以上 of 休業を要する労働災害が発生したにもかかわらず、管轄する労働基準監督署長に対して、令和3年6月2日に至るまで法令に定める報告をしなかったとして、令和3年12月10日、同社及び同社の代表社員が労働安全衛生法違反の罪で起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内